



環境技術協会だより

発行：一般財団法人 栃木県環境技術協会

写真：足利市 春の息吹 TT

この号の内容

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）に基づく空気環境測定について
- 2 温泉成分分析について
- 3 栃木県地球温暖化防止活動推進センターからのお知らせ
- 4 令和6年度『技術講習会』を開催しました

1. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）に基づく空気環境測定について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下ビル管法）では一定規模のビル等の建築物を所有する者は法律に規定される管理基準に従って建築物の衛生環境を維持管理しなければならないこととされています。そのため、定期的な空気環境測定や飲料水等の水質検査などが必要になります。

当協会ではビル管法に基づく空気環境測定や水質検査を実施しています。この度、新たに柴田科学株式会社 室内空気環境測定セット IES-5000R を導入しました。対象項目を同時に測定することができるようになり、迅速な空気環境測定が可能になりました。その他、労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則や学校環境衛生基準に係る測定にも対応しています。

お問い合わせは測定採水担当まで
TEL : 028-673-9081

空気環境測定項目

測定項目	基準値	測定頻度
温度	18～28 ℃	2 か月以内に 1 回
相対湿度	40～70 %	2 か月以内に 1 回
気流	0.5 m/s 以下	2 か月以内に 1 回
一酸化炭素	6 ppm 以下	2 か月以内に 1 回
二酸化炭素	1000 ppm 以下	2 か月以内に 1 回
浮遊粉じん	0.15 mg/m ³	2 か月以内に 1 回
ホルムアルデヒド	0.1 mg/m ³ 以下 (= 0.08 ppm 以下)	新築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを完了し、その使用を開始した時点から直近の 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回



測定風景
空気環境測定セット IES-5000R

2. 温泉成分分析について

温泉とは？【温泉の定義】

温泉の定義は、地下から湧出する際の温度（温泉源から採取されるとき温度）が 25℃以上の温水、もしくは 25℃未満であっても定められた 19 物質（下表参照）のうちいずれか一つでも条件を満たす温水と定義されています。

物質名	含有量 (1kg 中)	物質名	含有量 (1kg 中)
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000 mg 以上	フッ素イオン (F ⁻)（フッ化物イオン）	2 mg 以上
遊離炭酸 (CO ₂)（遊離二酸化炭素）	250 mg 以上	ヒドロヒ酸イオン (HAsO ₄ ²⁻) (ヒ酸水素イオン)	1.3 mg 以上
リチウムイオン (Li ⁺)	1 mg 以上	亜亜硫酸 (HAsO ₂)	1 mg 以上
ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10 mg 以上	総硫黄 (S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	1 mg 以上
バリウムイオン (Ba ²⁺)	5 mg 以上	メホウ酸 (HBO ₂)	5 mg 以上
フェルrousまたはフェルricイオン (Fe ²⁺ , Fe ³⁺) (総鉄イオン)	10 mg 以上	メケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	50 mg 以上
第一マンガンイオン (Mn ²⁺) (マンガニン (II) イオン)	10 mg 以上	重炭酸ソーダ (NaHCO ₃) (炭酸水素ナトリウム)	340 mg 以上
水素イオン (H ⁺)	1 mg 以上	ラドン (Rn)	20 (百億分の 1 ヶリ単位) 以上
臭素イオン (Br ⁻)（臭化物イオン）	5 mg 以上	ラジウム塩 (Ra として)	1 億分の 1mg 以上
ヨウ素イオン (I ⁻)（ヨウ化物イオン）	1 mg 以上		

(環境省ホームページより抜粋)

温泉成分分析について

温泉法は、温泉を保護し、温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。（温泉法 第 1 条 一部抜粋）

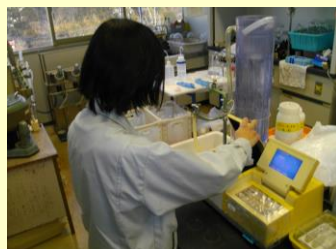
温泉法の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 25 日公布）では、衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から、温泉利用事業者に対して、温泉成分の定期的な分析（10 年ごと）、その結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられました。（平成 19 年 10 月 20 日施行）

温泉の施設内で掲示しなければならない項目には、温泉法により定められた 12 事項（温泉の泉質、成分、禁忌症、適応症等）を記載することになっております。そして、分析後 10 年以内に掲示内容の更新（再分析）が義務付けられております。

当協会は、温泉法登録分析機関（20 析第 1 号）であり、温泉成分分析を承っております。温泉成分分析をお考えの際は、お気軽に当協会へご相談ください。



現場での分析作業



分光光度計での分析

お問い合わせは分析担当まで
TEL : 028-673-9083

3. 栃木県地球温暖化防止活動推進センターからのお知らせ

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

- 2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、2022年10月に発足した新しい国民運動です。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後の全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。



デコ活
くらしの中のエコロがけ

デコ活アクション まずはここから！

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク

行動変容・ライフスタイル転換

※デコ活とは

二酸化炭素 (CO₂) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。『デコ活』で暮らしを彩り豊かに！

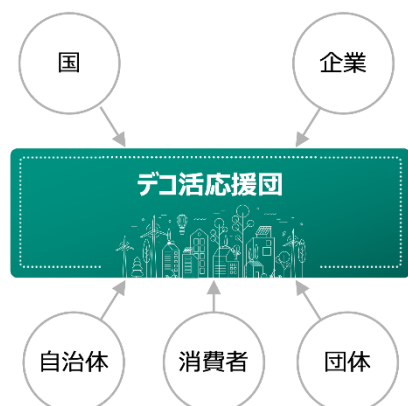
【出典】環境省 HP「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」より引用

デコ活応援団（新国民運動官民連携協議会）

- 官民連携で効果的な実施につなげるため、国、自治体、企業、団体、消費者等による官民連携協議会（プラットフォーム／愛称：デコ活応援団）を、新しい国民運動（デコ活）と同時に立ち上げ、随時参画を受け付けています。

環境省「デコ活ポータルサイト」から参画いただけます。

> <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>



参加者間で協議し、以下のアクションを実施

1. デジタルの活用や製品、サービスを組み合わせた新たな豊かな暮らしのパッケージ提案、機会・場の創出など消費者への効果的な訴求に向けた連携
2. 各主体の取組で得られた知見・経験・教訓の共有とベストプラクティスの横展開（グリーンライフポイント事業等）
3. 政府施策への提案・要望（環境省普及啓発予算の具体的な使い道・アイデア等）

【出典】環境省 HP「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」より引用



4. 令和6年度『技術講習会』を開催しました

昨年10月31日及び、11月26日に当協会主催の技術講習会を開催しました。
多数のご参加をいただき、大変ご好評をいただきました。

	講義内容・開催日	講習の様子
第1回	騒音・振動測定の実際 令和6年 10月31日(木)	 測定方法の講義と、騒音・振動計を使用し、実際の使用方法などを体験して頂きました。 <u>参加者の声</u> ・とてもよかったです。
第2回	水質分析方法の解説と分析の体験 令和6年 11月26日(火)	 生活環境項目（BOD、SS、大腸菌群数等）の排水分析方法を体験して頂きました。 <u>参加者の声</u> ・分かりやすい実習と説明でした。ありがとうございました。 ・分析技術の知識を深めることができ、有意義な時間でした。  ← BOD の分析（DO 測定）

今年度の技術講習会の募集は終了しております。
次年度以降の予定が決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。

お問い合わせは業務管理担当まで TEL : 028-673-9082

一般財団法人栃木県環境技術協会

〒329-1198

栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13

電話番号（代表） 028-673-9080

FAX 番号 028-673-9084

メールアドレス

分析担当：tochikankyou.gijutu-b@nifty.com

測定担当：tochikankyou.gijutu-t@nifty.com

採水担当：tochikankyou.gijutu-c@nifty.com

業務管理担当：tochikankyou.kanri-g@nifty.com

総務担当：tochikankyou.kanri-s@nifty.com



栃木県地球温暖化防止活動推進センター

〒329-1198

栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13

電話番号 028-673-9101

FAX 番号 028-612-6611

電子メール stochi@tochieco.jp



その他の情報も



栃環境

でチェック！